

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2019年2月1日
学校法人新潟工科大学

本法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年2月1日から2021年1月31日までの2年間

2. 計画内容

【目標1】 妊娠・出産・育児に関する諸制度の周知を図る。

＜対策＞

- ・ 妊娠・出産・育児に関する休暇、休業、短時間勤務等の活用を促すため、経済的支援措置を含め、職員の仕事と子育ての両立を支援する制度全般についての情報提供を学内掲示等により行う。

【目標2】 年次休暇の取得日数について、一人当たり平均年間1割の増加を図る。

＜対策＞

- ・ 年次休暇の取得状況について実態を把握し、取得日数の少ない職員に対し、計画的な取得を促すとともに、業務の簡素化・効率化に継続的に取り組み、管理職が積極的に年次休暇を取得するなど、年次休暇を取得しやすい職場環境をつくる。

【目標3】 ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

＜対策＞

- ・ 男女共同参画推進の一環として、女性職員への研修機会の積極的な提供や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供を学内掲示等により行う。